

## 各種届出について

### 1 加算の届出（体制等に関する届出書）について

加算の算定開始時期は、適正な支給限度管理のため以下のとおりとなっています。

サービス種別	提出期限
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・ 地域密着型通所介護</li><li>・ (介護予防) 認知症対応型通所介護</li><li>・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護</li><li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li><li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス</li><li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス</li></ul>	算定開始月の前月 15 日まで
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症対応型共同生活介護</li><li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li></ul>	算定開始月の当月 1 日まで

※提出期限が休日(土日祝日)となる場合は、その直前の平日が締切日になります。

### 2 変更届、廃止・休止、再開の届出について

次のいずれかに該当するときは、保険者に届け出ることが、介護保険法等に定められています。

- (1) 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- (2) 事業の廃止、休止又は再開しようとするとき。

#### ① 変更届

**提出期限：変更予定年月日から 10 日以内**

提出が必要な変更事由：

- ・ 事業所・施設の名称
- ・ 事業所・施設の所在地
- ・ 申請者（法人）の名称
- ・ (法人の) 主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名、住所及び職名
- ・ 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
- ・ 事業所・施設の建物の構造、専用区画等
- ・ 事業所・施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 運営規定
- ・ 協力医療機関、協力歯科医療機関
- ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ・ 本体施設、本体施設との移動経路等
- ・ 併設施設の状況等

(※) 定員の変更については、組合に事前協議が必要になります。

#### ② 廃止・休止・再開届

**提出期限：廃止又休止の場合、廃止又休止の 1 か月前**

**再開の場合、再開の日から 10 日以内**

(※) 事業譲渡等により申請者又は申請者（法人）の法人格が変わる場合は、廃止と同時に新たに指定申請を行います。